いしずえ



一般財団法人 日本ビルヂング経営センター[BMI] | 日本ビル経営管理士会[JBMS]

JAPAN BUILDING MANAGEMENT INSTITUTE/ JAPAN BUILDING MANAGERS SOCIETY





新宿新南エリアの新たなランドマーク

「JR新宿ミライナタワー」

「駅」を起点としてエリア全体の価値向上を目指す

JR東日本では「グループ経営構想V~限りなき前進~」において、「地域に生きる。世界に伸びる。」をコンセプトワードとして、駅をひとつの「街」と捉え、駅で事業を運営するグループ会社等と一体となって駅の価値向上に取り組み、「駅」を起点としたエリア全体の価値向上を目指しています。新宿駅は、当社だけでも一日に約160万人、他社線も含めると一日に約360万人のお客さまにご利用いただいている大ターミナル駅です。これまで新宿駅新南口駅舎跡地に、立地のポテンシャルを活かすべく賃貸オフィス、商業施設、文化交流施設からなる複合施設の開発を進めできましたが、本年3月25日に「JR新宿ミライナタワー」として開業を迎えました。

東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部 開発推進部門 ターミナル開発グループ 課長 西村 光平

開発概要

JR新宿ミライナタワーは、旧新南 口駅舎跡地に建設した地上32階、高 さ約170mの複合ビルで、国道20号 南側(代々木方)の線路上空に、国土交 通省が事業主体となって整備した新宿 南口交通ターミナル(愛称名:バスタ 新宿)に隣接しています 図表1。

このビルは世界最大級のターミナル であるJR新宿駅と直結した複合施設 であり、高規格で環境性能にも優れた 賃貸オフィスや、ファッションから食 まですべてのジャンルで高いトレンド 性をもつ商業施設、また文化・情報発信の拠点となる多目的ホール・スタジオ、保育所、クリニック、屋外広場といった文化交流施設等から構成されています。

なお、隣接する交通ターミナルは3 階がタクシー乗降場等、4階が高速路 線バス関連施設となっています。

開発経緯

1980年代後半から、高速路線バス網が急速に発展し、新宿駅周辺を起点とする路線が多く開設されるようになりました。しかしながら、その乗降場は運行会社ごとに西口、南口に分散しており、乗り換え利便性に課題がありました。また、国道20号(甲州街道)については、ほとんど滞留スペースのないまま新宿駅南口と直結しており、

歩道の混雑が顕著であり、車道についても一時停止車両やタクシーなどの停車により、車両混雑も激しいものとなっていました。

これらの課題を解決すべく、国土交 通省が事業主体となって「新宿交通結 節点整備事業」が進められることとな りました。

これは、甲州街道南側のJR線路上空に人工地盤を架設し、そこに駅施設、タクシー乗降場、高速路線バス関連施設を重層化して設置するというものです。これにより駅周辺に散在していた

バスターミナルを集約するとともに、 タクシー乗降場を設けることで、甲州 街道上での駐停車を抑制し、人工地盤 上に歩行空間を設置することとなりま した。

この工事により、それまで新南口駅舎として使用していた敷地は、交通ターミナルへの車路として使用することとなり、新南口駅舎の撤去が必要となりました。新南口駅舎があった場所は更地部分であり、当社としても新宿エリアにおける貴重な土地であったことから、車路の上下を利用する形で有

効活用を検討してきました。

新宿エリアの持つポテンシャルや マーケット及び敷地形状等を考慮し、 主用途として賃貸オフィス、低層部に

商業施設を配したタワー状の建物を建 設することとしました。また、単なる 事業用のビルとするだけでなく、地域・ 地元貢献、新宿エリアへの新たなる魅 力付け、という観点から人工地盤上部 を活用し、文化交流施設を併設するビ ルとすることとしました。

JR新宿ミライナタワーの施設概要

(1)施設名称

このビルが地域の新たなランドマー ク、シンボルとなり、まちづくりに対し 「未来な新宿」、「未来への出発点」と なる願いを込めて「IR新宿ミライナタ ワー」と名付けました。

働く人が未来を創造し、訪れる人が

の出発点となることを目指します。

また、ロゴは未来へ向かい成長して いくイメージを、三本の右肩上がりの 直線で表現しました 図表2。

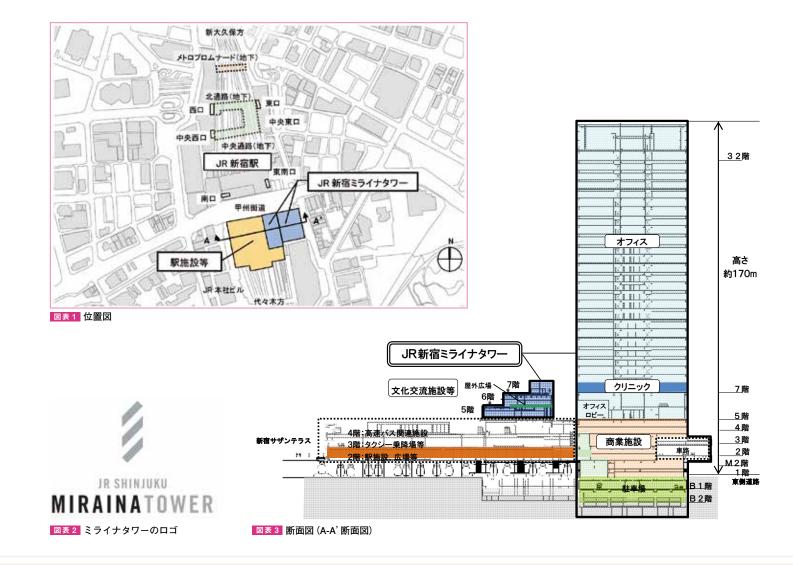
(2)施設計画

高層棟は高さ約170m、地上32階 未来を感じられる魅力あるまちづくり | (中2階を含むため、建築基準法上は | ワー」と称しています 図表3。

33階)、地下2階の建物であり、新宿 新南エリアの新たなランドマークとな るビルです。

また、線路上空の2階は駅施設と広 場等からなり、3、4階は国土交通省 が事業主体である交通ターミナルと なっています。

さらに、交通ターミナル上部の5~ 7階が文化交流施設となっており、高 層棟と合わせて「IR新宿ミライナタ



(3)設備面の特徴

①オフィス基準階

奥行き約16m、基準階面積約630 坪(コア内等を除く)で、東西方向約 50m、南北方向約58mの整形無柱空 間となっており、基準天井高は3.0m を確保しております。またコア内には 約30坪の貸室をとることも可能です。

また空調方式はフロア6系統47ゾー ンに分割されたエアハンドリングユ ニットVAV方式を採用しており、最 大6分割までの様々なレイアウトに対 応可能となっています。

標準的な床荷重は約500kg/㎡で、 コア寄りの床荷重は1000kg/㎡となっ ています 図表4。

②環境面の配慮

本計画は、設計段階で「CASBEE(建 築環境総合性能評価システム) | の5 段階評価最高のSランクを取得してい ます。

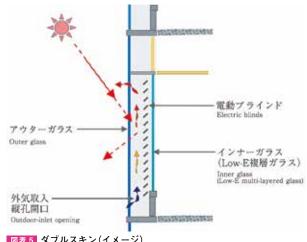
- 1) 外壁面をアウターガラス・インナー ガラスの二重構造にし、その間にブ ラインドを設置しています。これに より、外部からの熱の侵入を抑え、 窓際の空調負荷を約50~60%軽減 しています。またインナーガラスに は遮熱性の高いLow-E複層ガラス を採用し、夏は室内温度の上昇を 抑え、冬は断熱効果を発揮します 図表5。
- 2)各種施設の冷暖房や給湯に利用する 冷水や蒸気を、地域に設けたエネ ルギープラントから供給を受けてい ます。地域全体で省エネ・環境保 全を図ります。
- 3)屋上及び南面ルーバー部に太陽光発 電パネルを設置し、最大約90kwの 発電を行い共用の電力として活用 します。
- 4)全館LED照明を採用し、従来の白 熱灯に比べて消費電力量を約8~ 9割削減し、CO₂排出量も約8~ 9割低減します。

③BCP(事業継続計画)対応

当初設計においては、全層鋼材ダン パーを使用することとしていましたが、



図表 4 基準階平面



図表5 ダブルスキン(イメージ)

東日本大震災を受け、中層から高層に かけてオイルダンパーに変更すること で、地震時の揺れを効率的に吸収する こととしました。

また非常用発電機 2,000kVA を1基 設置しており、送電停止時には最大72 時間電源供給が可能となっています。

④ Suica対応セキュリティシステム

Suica対応非接触型ICカードを採

用したセキュリティシステムを導入し ています。具体的には、オフィスロビー へのSuica対応カードリーダを搭載し たセキュリティーゲート設置、Suica によるエレベーターの指定階のみの運 行可能とフロアからの最終退出後不停 止制御、貸室扉解除システムの導入な どです 図表6,7。



図表 6 来館者用 Suica カード発行機



図表7 セキュリティーゲート

事業の概要

(1)オフィス

本年3月7日に使用開始となった新 改札(ミライナタワー改札)から、オ フィスエントランスまで約30mと至近 の距離にあり、通勤時、雨にも濡れず 利便性の高い高規格な賃貸オフィスビ ルとなります。 3月よりテナントさま の入居が始まっていますが、満室稼働 時には6.000名以上のオフィスワーカー を有するビルとなります。

運営は当社のグループ会社である(株) ジェイアール東日本ビルディングが行 います。

ンだけにとどまらず、新しいモノや体 験からインスピレーションを受け、新 しい自分の生き方を見つけられるよう な施設になることを目指します。

メインターゲットである「上質で本 物を求める大人の女性 | がここで過ご すことを目的に新宿を訪れていただけ るよう、運営していきます。

③商業施設概要

ビル部 1~4F(M2F含み5フロア) とクリニックフロアの一部、駅部2F(エ キナカ/エキソト)、線路上空の文化 交流施設の一部に商業施設を展開しま す。売場面積約7.600m、約100のショッ プからなります。

高感度なセレクトショップを中心と

気を誇るレストラン・カフェの他、コ スメ、ビューティーなどを取り揃え、 「上質で本物」の価値を提供します。

約8割のショップが新宿初出店とな り、これまでの新宿にはなかったモノ や経験を通して、大人の女性に新しい 生き方を提供します 図表8。

ビル部は3月25日、駅部は4月15 日に開業しました。

《ファッションフロア》

豊かな生活を楽しむ大人に向けて、 本物で上質な、ゆとりのある空間を演 出します。1Fは街と調和しながら、 食・ビューティー・ファッションを路面店 感覚で楽しめるマーケットゾーン、M 2Fはセレクトショップに慣れ親しんだ したファッション、国内外で絶大な人 方に向けて新たなライフシーンを提案

(2) 商業施設および文化交流施設

商業施設と文化交流施設の運営は当 社のグループ会社である(株)ルミネが行 います。複合施設としてルミネがトー タルプロデュースしていきます。

①ネーミング

「あたらしい時代を生きる、すべて のあたらしい女性のため。あたらしい 経験と出会う場所」という思いを込め て、商業施設を「NEWoMan(ニュウ マン)」と名付けました。

②コンセプト

「女性が輝き続けることができる経 験と価値を提供する」ことをコンセプ トにしています。「NEWoMan」にお 越しいただいたお客さまが、ファッショ



図表8 メインエントランスイメージ

するフロア、2Fは改札に面したメイン エントランスのあるフロアで、「都会 的」、「上質」をキーワードにグローバ ルスタンダードを提案、3Fは時代や 環境が変わっても親しまれる上質でシ ンプルなスタイルにトレンド感をプラ スしたファッションを提案、4Fは都会 に暮らす人々の生活がより豊かになる リラックス感のあるフロアとなります。

《エキナカ》

駅部の改札内に「ザ・シティ・マーケッ ト | をコンセプトに、"新しい新宿"を 発信していきます。上質な日常を彩る 食、雑貨を国内外から集積した都市型 マーケットです。

《エキソト》

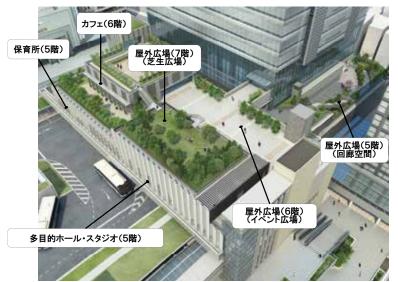
駅部の改札外に、エキソトを展開し ていきます。特に大人のお客さまが集 い、朝食からディナー、バータイムま で楽しめるフードホールは、朝7時か ら翌朝4時までの21時間営業を行い ます。

4)文化交流施設

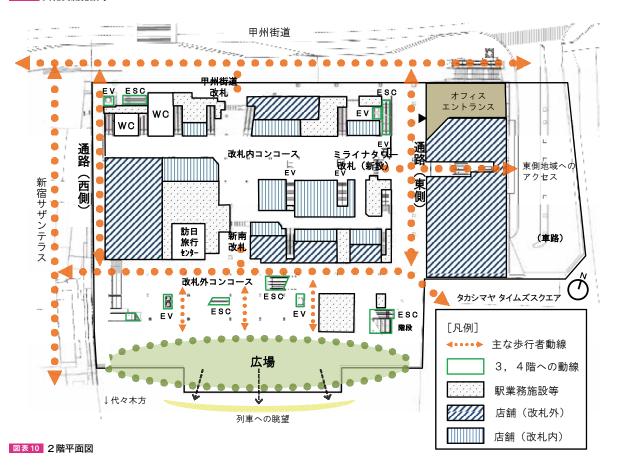
線路上空5階に文化創造空間として イベントホール「LUMINE 0(ルミネ ゼロ)」が誕生しました。また、同じ く5階には保育園、6階には屋外広場、 7階には屋上菜園を展開します。さら にビル部7階は婦人科を含むクリニッ クを展開します 図表9。

特に「LUMINE 0」は「JAPAN CREATIVE TERMINAL |をコンセ プトに掲げた約500㎡のイベントス ペースであり、ファッションだけでな くアート、食など様々なコンテンツに 関するイベントを展開し、人やモノ、 コトが有機的に行き交う起点となるこ とを目指します。

また、イベントだけでなく、企業・ 団体向けに貸しスペースとしての運営 も行っていきます。



図表 9 文化交流施設等



その他

《駅施設等の整備》

線路上空の2階に新駅舎の整備を行 い、既設2か所の改札に加え、東側に 新たに改札を1か所設置し、ビルや駅 東側地域へのアクセス性を向上しまし た。それまで、甲州街道側の改札を 「サザンテラスロ」、南側の改札を「新 南口」と称していましたが、今回新た な改札を設置するに当たり、よりお客 さまに分かり易いよう、サザンテラス 口を「甲州街道改札」、新南口を「新南 改札」、新しい改札を「ミライナタワー 改札」と名称を変更しました 資料10。

また新駅舎南側には、約2.000㎡の 広場を整備し、来訪者の方々が線路上 空より行き交う列車を眺めながら憩い、 集える空間づくりを行いました。また、 イベント等を定期的に開催することで、 賑わいの創出を目指します。まずは3 月25日より開業イベントを実施しま した 資料11。

さらに駅東側および西側に通路を新 設し、甲州街道側から南側へのアクセ ス性、回遊性の向上も図りました。隣 接する髙島屋タイムズスクエアとデッキ 接続も行い、駅と周辺地域の歩行者動 線も新しく整備されました 資料12。



JR新宿ミライナタワーが、新宿エリ アにとって新たなランドマークとなる ことで、さらなる来訪者及び賑わいを 創出し、周辺地域との回遊性を高め、 地域と「ともにいきる」施設となって いくものと考えています。



図表11 広場完成イメージ



図表12 通路(東側)完成イメージ

【JR新宿ミライナタワー 施設概要】

建物名称	JR新宿ミライナタワー				
所 在 地	東京都新宿区新宿四丁目1番6号、東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目24番55号				
構造・規模	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上32階(建築基準法上33階)、地下2階 建物高さ約170m				
延床面積	約111,000㎡				
建物用途 ※面積は共用部含む	オフィス(5〜32階):約75,600㎡ 商業施設(1〜4階、M2階、7階含む):約11,000㎡ 文化施設等(線路上空部5〜7階):約3,600㎡ 駐車場(B1階〜B2階):約280台				
運営会社	オフィス:株式会社ジェイアール東日本ビルディング 商業施設・文化施設等:株式会社ルミネ				
設 計	JR東日本 東京工事事務所・東京電気システム開発工事事務所 株式会社ジェイアール東日本建築設計事務所				
施工	オフィス・商業施設:大林・大成・鉄建建設共同企業体 文化施設等:大林・鉄建・大成・フジタ建設共同企業体				
スケジュール	本体工事着工:2013年9月 ビル部商業施設・文化交流施設等:2016年3月25日(一部4月1日)開業 エキナカ/エキソト:2016年4月15日開業				

オフィスビル業界は、昨年長く続いた低迷から脱却し、 回復基調で推移している。空室率の低下、賃料の底打ち がデータ上からも明らかになっている。こうした好材料 を背景に、オフィスビル業界は、新たな飛躍のための方 策が求められている。

このページでは、オフィスビル市況に的を絞って、不動 産アナリストの方々から、最新データを基に市況分析と 今後の見通しについてご執筆いただく。 (編集部)

ビル市況レポート 9

オフィス賃貸市場は 当面好調だが、 市場の変化を捉えた 地道な競争力強化が重要

㈱ニッセイ基礎研究所 金融研究部 不動産市場調査室長 竹内一雅





㈱ニッセイ基礎研究所 金融研究部 不動産市場調査室長 -雅 Kazumasa TAKEUCHI

北海道大学大学院修了後、野村総合研究所を経てニッセイ基礎研究所に入社。不動産の 市場分析、投資分析を担当。著書に「【最新】事業用ビルのコスト管理実務資料&コスト算 定シミュレーション」(2012年、綜合ユニコム、共著)、「不動産ビジネスはますます面白くなる」 (2013年、日経BP、共著)、「不動産力を磨く一〇&Aで"手ごわい客"になる知識を身に付け る--」(2014年、日経BP、共著)など。

はじめに

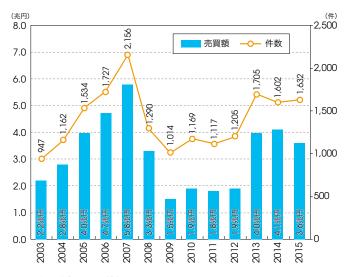
不動産賃貸市場・売買市場ともに堅 調が続いている。1月末に発表された 日銀によるマイナス金利の採用により J-REITをはじめ不動産利回りの相対的 な高さが再評価されており、不動産投 資への関心がさらに高まる可能性があ る。当面は、現在の不動産市況の好調 が続くと考えているが、中期的にみる と賃貸オフィス市場のサイクルはピー クが近づいており、2017年の消費税率 の引上げや2018年以降の大量供給計 画の影響など、今後の市況変化を注視 する必要がある。弊社では東京都心A クラスビルのオフィス成約賃料は2017 年Q2期から調整が始まると予測して いるが、調整は比較的小幅で短く2019 年半ばには底を打つと考えている。

不動産投資市場: 良好な資金 調達環境を背景にホテルなど での活発な取引が続く

2015年6月の上海株式市場での株価 暴落から始まった中国経済・世界経済 の変調と金融市場の混乱の中でも、海 外投資家の日本の不動産投資への関心 の高さは続いている。PWCとULIのア ジア太平洋地域での主要都市別投資 見通しで、東京は2014年と2015年に 続き3年連続の1位となり、大阪もシ ドニー、メルボルンに次ぐ4位に位置 している。中国などの新興国の順位が 2012年頃と比べて低下する中で、投 資家がリスク回避とコア投資への選好 を高めていることやイールドスプレッ ドの高さなどから、日本やオーストラ リアへの再評価の流れが続いている。

海外からの評価の高さに加えJ-REIT をはじめとする国内投資家の売買も活 発で、2015年の国内不動産投資は引き 続き堅調だった。日経不動産マーケッ ト情報によると、2015年の国内不動産 売買額は3.6兆円に達し、三年連続で3 兆円を上回る売買額となった(図表1)。

図表1 国内不動産売買額・投資額



出所:日経不動産マーケット情報2016.2

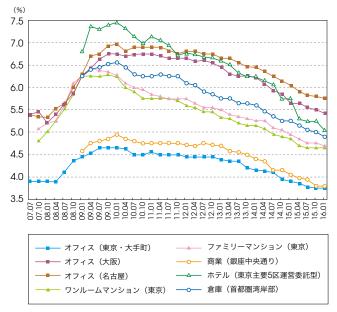
2014年の4.1兆円と比べると▲13%の 減少 となったのは東京における投資適 格物件の不足に加え、売り手が強気に なっていて成約が伸びなかったことも 影響したようだ。東京圏での売買が前 年比2割弱の減少となる一方、売買物 件を求めた地方への分散投資が進み東 京圏外で1割程度の増加となった。

好調な資金調達環境も不動産売買の 好調が続いている理由の一つだ。低金 利にもかかわらず優良な融資先が不足 していることから、不動産業向け貸出 残高の大幅な増加が続いている。日銀 短観(企業短期経済観測調査)の不動産 業への貸出態度DIも15.0とファンドバ ブル期の最高値(2007年6月の10.0) を上回り、1989年12月(16.0)以来の 高水準にある。

日銀は2016年1月末にマイナス金利 の導入を決定した。これに伴いJ-REIT では調達金利の低下から収益力の向上 や物件取得余地の拡大が期待できる こととなった。不動産投資利回りの相 対的な高さが評価されていることもあ り、国内不動産投資への関心がさらに 高まる可能性もある。

国内不動産売買で特に拡大している のが、訪日外国人旅行客の急増を背景 としたホテルへの投資である。活発 な売買を反映し、ホテルのNOI期待利

図表2 NOI期待利回りの推移



(注) 発表された上下レンジの中央値を使用 出所: CBRE「不動産投資家調査|

回りは大幅に低下している(図表2)。 2015年半ばから東京のオフィスやマン ションの利回りがリーマンショック前 の最低値を下回り、底ばいの状況に 入った一方、ホテルの期待利回りは一 年前の5.75%から5.05%へ低下する など大幅な下落が続いている。

全体的にみると、各セクターの キャップレートは下限に近づいている と考えられ、特に東京ではこれ以上の 大幅な下落は期待しづらく、今後の価 格上昇は賃料上昇など賃貸市場の収益 改善が主導することになると思われ る。一方、不動産売買価格が上昇する 中で、不動産への投資や融資の対象が、 東京など大都市の優良物件等から築古

の中小物件や地方でも競争力が劣る物 件等に拡大することへの懸念も高まり 始めており、今後の動向には注意が必 要だろう。弊社が調査した不動産投資 市場の景況感DIにおいても、足元では 3年連続で非常に高い景況感を示した が、6か月後の景況感は一転し7年ぶり のマイナス(悲観が楽観を上回る状態) になるなど不動産専門家も懸念を高め ている(図表3)。

オフィス賃貸市況:東京を はじめ国内主要都市の オフィス市況は改善が継続

不動産投資市場と同様に、国内主要

図表3 不動産投資市場の景況感DI (現況、6ヵ月後の見通し)



出所:ニッセイ基礎研究所「第12回不動産市況アンケート」

都市のオフィス市況も好調が続いてい る。堅調な需要と新規供給の比較的少 なさのため、空室率は2012年~2013 年頃から順調に低下し、成約賃料も都 市別・規模別に格差はあるが上昇傾向 が明確になっている。特に過去一年間 の空室率の改善幅が大きかったのは福 岡市、札幌市、名古屋市である。

東京でもオフィス空室率の低下は著 しく、築浅の大規模ビルではまとまっ た広い面積を確保することが難しく なっているという。これは、東日本大 震災以降の耐震性重視・BCP対応重視 に加え、自社ビルや入居する賃貸ビル の建替え・再開発、分散オフィスの集 約や1フロアへの集約、さらにはIT産業 やコンテンツ産業などを中心とした人 員増加・業容拡大などにより、耐震性 が確保された築浅の大規模オフィスへ

の入居が進んできたからだ。渋谷の大 規模オフィスビルの空室率は1.0%程度 でほぼ満室の状況にあり、千代田区・ 港区・新宿区の大規模ビルも2%台と、 都心大規模ビルの市況は極めて好調に 推移している(図表4)。オフィス市況 の好調は中小ビルにも波及しており、 空室が少なくなりつつある大規模ビル に比べ空室率改善スピードは高く二極 化の状況も緩和・解消されつつある。

東京都心Aクラスビルでは、空室率 とともに成約賃料も大幅な改善を見せ ている。空室率は最近のピーク(2012 年Q4期)の9.2%から2015年Q4期 は3.3%まで改善し、オフィス賃料も 月坪35,652円(2015年Q3期)まで 上昇し、ファンドバブル期の最高値 (2008年Q1期)の78%まで回復して きた(図表5)。

オフィス需要の急増: 空室面積減少の進展の -方で需要増加に変調か

こうした市況の好調は需要の増加が 主導している。三鬼商事によると東京 ビジネス地区(都心5区)の賃貸面積の 増加は4年連続で10万坪を上回った (図表6)。直近4年間の空室面積の減 少は▲33.0万坪に達し、これはファ ンドバブル期(2004~2007年)の4年 間の▲33.3万坪の減少に匹敵する。

ただし、月次でみると消費税率が 8%に引き上げられた半年後(2014年 10月)から、それまで毎月+1~3万坪 存在していた需要増加面積が数分の一 へと縮小し、大規模供給がある月以外 は需要増加がほとんど見られなくなっ ている(図表7)。しかも、2015年の空

図表4 東京都心5区大規模ビルの区別空室率



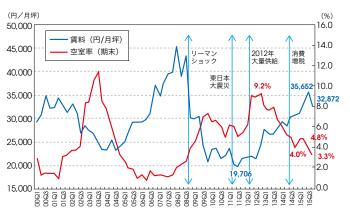
出所:三幸エステート

図表6 東京ビジネス地区のオフィス面積の増加(前年比増分)



(注) 東京都心5区に立地する基準階面積100坪以上の主要賃貸ビル 出所:三鬼商事のデータを基にニッセイ基礎研究所が作成

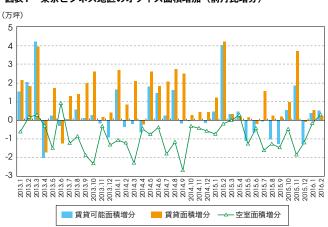
図表5 東京都心部Aクラスビルの空室率とオフィスレント・インデックス



(注) Aクラスビルは三幸エステートが、エリア、延床面積(1万坪以上)、基準階面積(300 坪以上)、築年数(15年以内)、設備等のガイドラインを基に、個別ビル単位で立地・建物特 性を重視して選別している。

出所:三幸エステート・ニッセイ基礎研究所

図表7 東京ビジネス地区のオフィス面積増加(前月比増分)



(注)東京都心5区に立地する基準階面積100坪以上の主要賃貸ビル 出所:三鬼商事のデータを基にニッセイ基礎研究所が作成

室面積減少の約半分は、建替えや募集 停止など賃貸可能面積の減少が理由と なっている。

月次で見た賃貸面積増加の縮小は、 空室面積の減少により拡張移転の候補 ビルが少なくなっていることを反映し ている可能性がある。一方で、東日本 大震災以降に需要を牽引してきた、耐 震性やBCP対応、フロア面積の広い ビルへの移転需要などが一巡し、これ らの理由に基づく潜在的な移転需要が 縮小している可能性もある(図表8)。 2017年の消費税率の引上げや、2018 年以降のオフィスビルの大量供給も控 え、移転をじっくり検討する企業が増 えているのかもしれない(図表9)。

将来見通し・今後の課題

今年から来年にかけて主要都市のオ

フィス需要は、高い水準の人口流入な どに下支えされ堅調な増加が続くと考 えている。ただし、好調が継続してき たことによりオフィス市況の調整リス クも高まっていると思われる。東京都 心Aクラスビル成約賃料の前年同期比 変化率をみると、現在までの賃料上昇 期間は15四半期間とほぼ4年間続いて おり、ファンドバブル期の賃料上昇期 の16四半期間や、リーマンショック 後の下落期の14四半期間にほぼ等し く、過去の賃料サイクル考えると、A クラスビルの賃料はピークが近づいて いる可能性が高い。

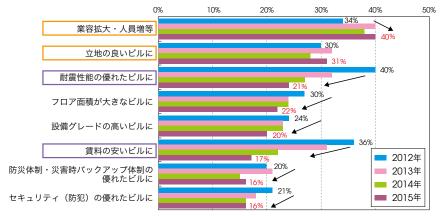
東京都心部Aクラスビルの市況に ついて、弊社では消費税率の10%へ の引上げが予定されている2017年 Q2期から賃料の調整がはじまると予 想している(図表10)。ただし2018年 と2019年の大量供給にもかかわらず、

2020年東京オリンピック・パラリン ピックの開催やそれに伴う公共事業 の影響などから、過去の推移と比べ 小幅で短い調整となり、2019年Q2期 (2015年Q4期から▲17.8%の下落) を底に上昇が始まると考えている。

現在、日本の不動産投資市場とオ フィス賃貸市場は好調が続いており、 この好調は当面続くと考えている。し かし、中期的な見通しを考えると懸念 点も多い。世界経済や株式市場の変調、 企業の経常利益の鈍化、さらなる円高 の進展・原油価格上昇の可能性、2017 年の消費税率引上げ、2018年以降の大 量供給計画、投資市場の景況感の変 化などだ。過去の市況のサイクルを考 えると2020年まで堅調が続くとは考 えづらく多少の調整があると考えられ る。とはいえ、リーマンショック後に 大きく下落した継続賃料は上昇し、そ れに応じてNOIなどの収益は改善が続 くと思われる。

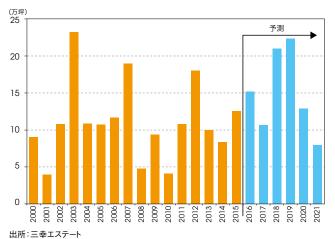
ビルオーナーとしては、市況の変化 に一喜一憂せず、変貌を続けるオフィ ス市場の変化を捉えたビル戦略(ビル 売買・改修など)に加え、コストの削 減やビル品質の向上など地道な競争力 の強化を進めることが重要と思われ る。

図表8 オフィステナントの新規賃貸理由



出所:森ビル

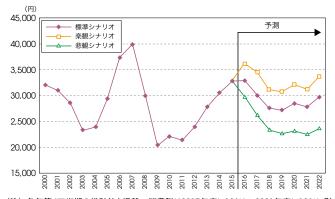
図表9 東京都心Aクラスビルの新規供給見通し



(注) 各年第4四半期の推計値を掲載。消費税は2017年度に10%に、2021年度に12%に引 き上げられると想定。

出所:実績値は三幸エステート・ニッセイ基礎研究所「オフィスレント・インデックス」 将来見通しは「オフィスレント・インデックス」などを基にニッセイ基礎研究所が推計

図表10 東京都心部Aクラスビルのオフィス賃料(オフィスレント・インデックス)



渡 辺 晋 の ビルマネジメントゼミナール

定期建物賃貸借であることが 否定された判例に学ぶ



定期建物賃貸借は、借地借家法38条が改正され平成12年3月に創設された制度である。現在では、事業用賃貸 借を中心にして普及が進んでいる。

しかし他方、定期建物賃貸借には厳格な形式が求められ、また、新規の契約や再契約成立に向けての手続きを取 り進めるにあたってのルールが必ずしも徹底されていない場合もある。そのために、賃貸人側では定期建物賃貸借 を意図していたにもかかわらず、裁判所が定期建物賃貸借としての効力を否定した(すなわち、更新がない賃貸借 であることが認められなかった)ケースも散見される。

もともとは定期建物賃貸借であったけれども、期間満了後に使用が継続されていたことから、期間満了の後に普 通建物賃貸借の合意があったと認定された裁判例が、最近公表された(東京地判平成27.2.24)。本稿では、定期建 物賃貸借に関する基本的知識を確認するとともに、この注目すべき裁判例を紹介する 注1。

更新否定条項

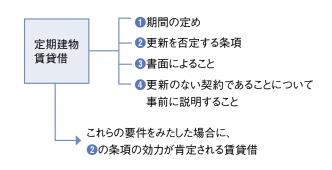
借地借家法は、建物賃貸借について、契約期間が満了し ても、正当事由が存在しなければ賃貸人からの更新拒絶は できないものとして、賃借人を保護している。正当事由が なくても契約は終了するものとする特約を定めても効力を 認めていない(同法30条)。

これに対して、定期建物賃貸借は、①期間の定めがある、 ②更新を否定する条項(更新否定条項)の定めがある、③ 書面によって契約をする、④更新のない契約であることに ついて事前に説明する、という要件のもとに、②の更新否 定条項について、効力が肯定される類型の賃貸借である(同 法38条1項前段)。

ここで、②の更新否定条項は、定期建物賃貸借の核であ る。そのため、更新されない旨は、契約書において一義的 に明示されていなければならない。

東京地判平成20.6.20では、契約書に、「本契約は平成12

図表-1 定期建物賃貸借の意味



年3月1日制定の定期借家制度に基づくものとする。」(22 条 3 項)との定めはあるものの、他方で、「協議の上で更 新できる」などの契約更新に関する条項(17条)も定め られていた事案において、『契約書面上、契約の更新がな い旨が一義的に明示されているとはいえないから、本件賃 貸借契約について、借地借家法38条1項は適用されない というべきである。』として、定期建物賃貸借であること が否定された。

定期建物賃貸借には、明示的にも黙示的にも更新がない。 東京地判平成22.10.7は『定期建物賃貸借契約は、契約の 更新はなく期間の満了とともに契約が確定的に終了するこ とを内容とする契約であるから、その性質上、黙示の更新 を認めることはできず、また黙示の更新によって、同契約 が普通建物賃貸借契約に転換することを肯定することはで きない。』と述べている。

事前説明

定期建物賃貸借が効力を有するには、賃貸人は契約前に、 あらかじめ賃借人に対し更新がないことについて、書面を 交付したうえで、書面による説明 (事前説明) をしなけれ ばならない(借地借家法38条2項)。

事前説明がなされなかったときは、更新否定条項に効力 はない (同条3項)。この場合賃貸借は、定期建物賃貸借

注1:平成27年度ビル実態調査(東京版)によれば、定期借家契約を 締結しているビルは、全体の63.5%となっている(BUILDING TOKYO 2016年3月号12頁)

Profile



山下・渡辺法律事務所 弁護士 渡辺 晋 Susumu Watanabe

昭和55年3月一橋大学卒業。同年4月に三菱地所㈱入社。平成元年11月 司法試験合格。平成2年3月三菱地所㈱退社。平成4年4月弁護士登録(第 一東京弁護士会)。平成14年4月山下・渡辺法律事務所開設。日本大学理 工学部まちづくり工学科講師。平成22年4月~25年3月最高裁判所司法研 修所民事弁護教官。平成25年6月~27年10月司法試験考查委員。

ではなく普通建物賃貸借として成立する。

書面による事前説明を行うための説明書面は、契約書と は別の独立した書面であることを要する。最判平成 24.9.13は、『法38条1項の規定に加えて同条2項の規定が 置かれた趣旨は、定期建物賃貸借に係る契約の締結に先 立って、賃借人になろうとする者に対し、定期建物賃貸借 は契約の更新がなく期間の満了により終了することを理解 させ、当該契約を締結するか否かの意思決定のために十分 な情報を提供することのみならず、説明においても更に書 面の交付を要求することで契約の更新の有無に関する紛争 の発生を未然に防止することにあるものと解される。

以上のような法38条の規定の構造及び趣旨に照らすと、 同条2項は、定期建物賃貸借に係る契約の締結に先立って、 賃貸人において、契約書とは別個に、定期建物賃貸借は契 約の更新がなく、期間の満了により終了することについて 記載した書面を交付した上、その旨を説明すべきものとし たことが明らかである。そして、紛争の発生を未然に防止 しようとする同項の趣旨を考慮すると、上記書面の交付を 要するか否かについては、当該契約の締結に至る経緯、当 該契約の内容についての賃借人の認識の有無及び程度等と いった個別具体的事情を考慮することなく、形式的、画一 的に取り扱うのが相当である。

したがって、法38条2項所定の書面は、賃借人が、当 該契約に係る賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了によ り終了すると認識しているか否かにかかわらず、契約書と は別個独立の書面であることを要するというべきである。』 として、この点を明示的に判断している。

定期建物賃貸借であることが否定された裁判例 (東京地判平成27.2.24)

1 事案の概要

3

(i)建物の所有者AとYは、平成12年11月25日、期 間を3年(平成12年12月1日~平成15年11月30日)と する賃貸借契約(第1契約)を締結した(月額賃料24万円、 保証金は判決文からは明らかではない)。Yは、この建物 で調剤薬局を営んでいる。

第1契約の契約締結前には、更新がなく期間満了により

賃貸借が終了する旨の書面が交付されている。また加えて、 覚書(覚書イ)が作成されており、「店舗に係る代表者・ 従業員と貸主側及び近隣との間に争議、紛争がない場合に は次回の契約を速やかに継続締結すること、不動産を取得 している間賃貸契約を継続するが、近隣及び貸主側と借主 側との間に争議、紛争があった場合、第三者が介入せずに 平和的に解決しないときは、契約期間満了時点で打ち切り 再契約しないこと」との記載がある。

第1契約の期間が満了した平成15年11月30日を経過し た後にも、Yは、建物を明け渡すことなく使用を続けていた。

(ii) Aは、平成16年5月28日付けで、Yに対し、第 1契約が期間満了により終了しており、再契約する場合に は、同年6月30日までに連絡するよう求める通知を送付 した。この通知には再契約について、賃料月額25万円と すること、保証金を250万円とし償却を20%とすること、 契約期間を3年とすることの記載がある。

これに対しYは、翌6月14日付けでAに対し再契約を 求め、契約が切れている状態が生じないよう、契約更新の 条項を含む契約内容とするよう求める書面を送付した。そ の後、AないしX(Aの娘)とYとの間で特段の交渉はさ れなかった。

Aは、平成17年5月末日付けでYに対し、第1契約が 期間満了により終了し、平成15年12月1日から平成18年 11月30日までは継続の契約が更新されていないが、契約 が自動的に継続されており、保証金の不足が生じていると して不足分の支払を求めると共に、平成18年11月30日の 期間満了により本件賃貸部分の明渡しをするよう求め、再 契約する場合は、平成17年6月末日までに連絡するよう 求める通知を送付した。

Xは、平成18年5月10日付けでYに対し、本件賃貸部 分の賃貸借契約が同年11月30日をもって終了し、前回貸 主側の不備により再契約ができなかったが、再契約する場 合には、同年5月末日までに連絡するよう求め、Yが求め る契約更新管理を不動産業者に委託する意思がなく、これ に不服があるのであれば、次回の契約更新を拒絶するとの 通知を送付した。

Yは、平成18年7月29日付けで、A及び代理人X宛に、 貸主側から通知された条件で再契約を依頼する旨の依頼書

を送付した。

第1契約の期間満了時から(iii)の第3契約書の作成時 までの間には、書面により賃貸借契約は締結されていない。

(iii) A (代理人X) と Y は、平成18年11月30日、期 間を3年とする賃貸借契約(第3契約)を締結した(ここ で、第3契約書が作成された)。第3契約書には、期間満 了により契約が終了し更新がない旨の記載があり、特約と して覚書(覚書ロ)の合意がされているほか、Yに対し、 更新がなく期間満了により賃貸借が終了する旨の書面が交 付されている。覚書ロは、覚書イとほぼ同内容である。

建物所有者(賃貸人)はAであったが、平成18年12月 30日、Aが死亡してXが相続し賃貸人の地位を承継した。

(iv) Xは、Yとの間で、平成21年11月30日、期間を 3年として(平成21年12月1日から平成24年11月30日) 賃貸借契約(本件契約)を締結した(ここで、本件契約書 が作成された)。本件契約書には、期間の満了により終了 し更新されない旨の記載がある。

本件契約に際しては、XからYに対し、更新がなく期間 満了により賃貸借が終了する旨の書面が交付されており、 また本件契約書では、特約として覚書(本件覚書)の合意 がされている。本件覚書も覚書イとほぼ同内容である。

Xは、平成24年3月14日ころ、Yに対し、同年11月 30日をもって本件契約が終了するとして、本件賃貸部分 からの退去を求める旨の通知をした。

- (v) Yは、本件契約が定期建物賃貸借契約であること を否定し明渡しを拒んだ。
- (vi) 裁判所は、①第1契約は、再契約の合意を含む覚 書イの記載と併せれば、定期建物賃貸借としての効力に疑 問はあるが、定期建物賃貸借としての効力は否定されない、 ②AとYとの間で、遅くとも平成16年11月ころまでに、 期間3年とする賃貸借契約(第2契約)が合意された、第 2契約は普通建物賃貸借契約である、③第2契約が終了す るという通知のみでは第2契約は終了せず、通知に正当の 事由があったといえないから第2契約は更新された、④第 3契約書についての書面が作成されても、第2契約の更新 契約が定期建物賃貸借に変更されるものではない(第2契 約が生きている以上は、第3契約書によって、第2契約と は別個の契約〈定期建物賃貸借契約〉が有効に成立したと はいえない)として、Yの主張を認め、Xの明渡請求を否 定した(東京地判平成27.2.24(平成27年2月判決))。

平成27年2月判決は、定期建物賃貸借に関する重要な 3つの論点について裁判所の判断を示している。

2 論点の整理と裁判所の判断

(1) 再契約条項

定期建物賃貸借は期間満了によって確定的に終了し更新 はない。しかし実際上多くの場合に、期間満了によって利 用関係を終えるのではなく、賃借人が契約終了後も建物の 使用を望み、賃貸人がこれを了承している。これは、更新 ではなく再契約である。

もっとも、必ず再契約をするものとする合意があれば、 それは、更新がないとする特約とは両立しない。明示的に、 必ず再契約をすると取り決められていれば、定期建物賃貸 借としての効力は否定されることになる可能性が高い。

平成27年2月判決は、この点について、『第1契約の特 約として合意された覚書(覚書イ)には、店舗に係る代表 者・従業員と貸主側及び近隣との間に争議、紛争がない場 合には次回の契約を速やかに継続締結すること、不動産を 取得している間賃貸契約を継続するが、近隣及び貸主側と 借主側との間に争議、紛争があった場合、第三者が介入せ ずに平和的に解決しないときは、契約期間満了時点で打ち 切り、再契約しないことが合意されている。

したがって、第1契約は、覚書(覚書イ)により、Aが 本件建物の所有権を有している間は、YがAないし近隣と の間で争議、紛争を生じていない限り、期間満了しても再 契約するとの合意を含むものというべきであるから、所定 の状況にない場合には再契約することを事前に合意するも のであって、必ず再契約するというものではないとしても、 定期建物賃貸借契約として、原則として期間満了により賃 貸借が終了することとは趣旨を異にするものであったとい える。』として、定期建物賃貸借としての効力を認めるこ とに疑問を呈している。

もっとも、これに続けて『他方で、Yは、Aから、従前 の賃借人との間で紛争が生じたことから、Yの賃借の状況 について様子を見るために定期建物賃貸借とするとの説明 を受けたというのであり、覚書(覚書イ)の存在により、 第1契約が借地借家法38条2項の要件を満たしていたの

図表-2 東京地判平成27年2月24日判決

H12年12月 ~H15年11月	第1契約	(定期借家の) 書面・事前説明あり		
H15年12月 ~ H18年11月	第2契約	書面なし、明示の合意なし :判決において、普通借家契約があったと 認定されている		
H18年12月 ~H21年11月	第3契約	(定期借家の形式の) 書面・事前説明あり		
H21年12月 ~H24年11月	本 契 約	(定期借家の形式の) 書面・事前説明あり		

かについては疑問があるものの、これを欠いていたとまで 言うことは困難である。』として、第1契約の定期建物賃 貸借としての効力を否定するまでの判断はしなかった。

(2) 期間満了後の使用

定期建物賃貸借は、更新のない賃貸借であり期間の満了 によって契約は確定的に終了する。期間満了前の通知期間 (1年前~6か月前の間)に、終了通知をすることが賃貸 借終了を対抗するための要件とされてはいるが、終了通知 がなされなかったからといって、賃貸借が終了しないわけ ではない(東京地判平成21.3.19)。

しかし、期間満了後、長期にわたって使用が継続してい る場合には別論であり、新しい契約が成立したとみるケー スが生じる。これまで、そのような可能性に言及した裁判 例はあったが、実際に新しい契約が成立したとされた例は 公表されていなかった。

平成27年2月判決は、定期建物賃貸借である第1契約 の期間満了後、賃貸人が明渡しを求めることなく、賃借人 が長期間使用を継続して賃料の授受もなされており、また、 再契約の具体的内容を示して、賃借人の希望の有無の打診 もなされていたというケースについて、第1契約の期間満 了から1年を経過したころまでに、新しい契約としての第 2契約の合意がなされた旨を認定している。

判決では、『第1契約で定めた賃貸借期間が経過した後 も、Yは本件賃貸部分の占有を継続して賃料の支払を続け ており、Aも本件賃貸部分の明渡しを求めることはなく、 再契約の具体的内容を示して、Yの希望の有無を打診して いたこと、その後、Aは平成16年11月に本件賃貸部分に ついて期間を平成18年11月末日までとする賃貸借契約が 締結されていることを前提として、この賃貸借期間が満了 する旨の通知をし、償却により不足する保証金の支払を求 めていることに照らせば、AとYとの間で、遅くとも平成 16年11月ころまでに、本件賃貸部分について賃貸借契約 (第2契約) が合意されたものと認めるのが相当である。 そして、第2契約の賃貸借期間について、Aが3年とする ことを求めたのに対し、Yがこれに応じて再契約を希望す るとの回答をしていたのであり、Aの代理人としてXが平 成18年11月30日に期間が満了するとの通知をしているこ と、X自身、第1契約が期間を3年とする契約であったの で、次の契約も3年であると考えていたことを考慮すると、 少なくともA及びXは、第2契約の賃貸借期間を、第1契 約の賃貸借期間が満了した翌日である平成15年12月1日 から平成18年11月30日までの3年間であると認識してい たものと推測され、YもAないしXからの通知の内容を理

解して、これを了承していたものというべきであるから、 第2契約は、その賃貸借期間を平成15年12月1日から3 年間とするものであったと認めるのが相当である。』とさ れており、定期建物賃貸借の終了後の使用によって別個の 契約成立を認めた初めての例とみられる。

(3) 普通建物賃貸借から定期建物賃貸借への切替え

従前普通建物賃貸借であった契約の当事者が、その賃貸 借を合意により終了させ、引き続き新たに同一の建物を目 的とする定期建物賃貸借契約を締結することが、普通建物 賃貸借から定期建物賃貸借への切替えである。事務所、店 舗等事業用の賃貸借については、普通建物賃貸借から定期 建物賃貸借への切替えが可能である 注2。

平成27年2月判決では、第2契約として普通建物賃貸 借契約が成立したとされたが、その後、更新がない旨の記 載がある契約書(第3契約書)が作成されている。この点 について、普通建物賃貸借から定期建物賃貸借への切替え となるかどうかも、検討が必要となる。

判決は、『既に普通建物賃貸借が継続している賃貸人と 賃借人との間で、定期建物賃貸借の合意をするためには、 賃貸人は、賃借人に対し普通建物賃貸借を更新するのでは なく、これを終了させ、賃貸借の期間が満了した場合には、 更新がない点でより不利益な内容となる定期建物賃貸借契 約を合意することの説明をしてその旨の認識をさせた上で、 契約を締結することを要するものと解するのが相当であ る。』として、第2契約(普通建物賃貸借契約)とは別の 契約(定期建物賃貸借契約)が成立したことを否定した。

4 まとめ

借地借家法は、建物賃貸借の継続性を保証し賃借人保護 を図る法律であり、賃借権の存続保証は、借地借家法の重 要な基本原則である。更新がなく、期間満了により確定的 に契約が終了する定期建物賃貸借は、例外的で特別な制度 と位置づけられる。そのために、定期建物賃貸借において は、契約成立における要式性および事前説明という、法律 で定められた厳格な手続要件が履践されてはじめて、その 効力が認められている。

定期建物賃貸借を利用するにあたっては、この基本的な 考え方を十分に認識しておく必要がある。

注2:居住用建物では、定期建物賃貸借に関する条項の施行(平成12 年3月1日)の前になされた賃貸借に関しては、普通建物賃貸借 から定期建物賃貸借への切替は、認められない(良質な賃貸住宅 等の供給の促進に関する特別措置法付則3条)。

ビル管理業務の内容精査と コストの最適化方策



信田 直昭

建物の管理・運営に際しては、自由で円滑な入退館や建物利用が望まれる一方で、建物内外の安全秩序を 確保するための警備保安業務が不可欠となるが、そのためには建物利用の自由度をある程度制限しなけれ ばならない。自由で円滑な建物利用と安全秩序の確保は相反する側面を有しているといえるだろう。加えて、 警備保安業務の一翼を担う警備員は、若干の護身術研修を受講した一般庶民なのはいうまでもない。本稿 では、湯水のように警備予算を注ぎ込んでも確信犯には対抗しきれない建物の警備保安業務に関して、そ の変容を踏まえ、費用対効果の観点からの最適化を考察する。

第フ回

「警備保安業務」の変容と 業務最適化に向けた論点・方策

1. 「有人常駐警備」の限界

1990年代初頭頃までの建物警備は有人常駐方式が主流 であり、複数の警備員が警備室などに常駐し、「テナント 専用部扉の鍵管理(保管・受け渡し)」、「朝夕出退社時の 玄関前立哨」、「建物館内の巡回警備」などにより建物利 用の安全秩序を保ってきた。また、このような有人常駐方 式では、深夜早朝の時間外入退館や防災防犯事故などに備 えて、警備員を宿直・仮眠させるケースも多く、警備保安 コストは極めて高額なものとなっていた。

また、警備員による有人常駐警備、とりわけ「玄関立哨」 や「館内巡回」などの防犯効果については懐疑的な意見も 根強く、特に"計画的な確信犯"に対してはほとんど無力 である旨の見解も少なくない 🛅 。 警備員は我々と同じ民 間企業の従業員であり、所定の検定試験などを受け護身用 の警戒棒や警察官に類似した制服を着用しているとはいえ、 法的権限を持たない一般私人である。そのため、その役割 や機能は、建物内や敷地周辺における出来心的な行為の抑 止や、事件事故発生時の避難誘導・応急手当・現場保存に 留まらざるを得ない。仮に警備員に対して、建物内や敷地 周辺での不法・違法行為者などの追跡・確保などを期待し

ていたとすれば、それは全くの見当違いといえるだろう。 警備員に期待可能な役割としては、不特定多数が比較的自 由に活動する大規模ビルや商業施設などにおける不見識な 行為などに対する「若干の抑止的な効果」と「緊急時にお ける避難誘導・応急手当・現場保存」などに留まるものと 推察される。

以上のような実情にもかかわらず現在においても"警備 員が夜間宿直しているビルは機械警備が未導入でも安心で ある"旨の考え方が散見されるが、警備員の業務特性やそ の実態に鑑みれば、そのような先入観を持ち得る根拠は見 出しにくい。費用対効果の高い警備保安計画の策定に際し ては、日進月歩で進化する「多様なセキュリティ機器で構 成される機械警備システム」と「警備員の五感・リスク感 性」をフル活用した有人常駐警備の有効性と限界を踏まえ、 費用対効果の観点から最適化していくことが不可欠になる といえるだろう。

ちなみに、建物の占有者(テナントや管理業者など)及 び所有者には、民法第717条が定める工作物責任 きごが課 せられており、占有者の建物利用に際して他人に与えた損 害に関しては、占有者が損害の発生を防止するために必要 な注意義務(善良なる管理者としての注意義務)を果たし たとみなされるときは、所有者がその損害を賠償しなけれ

警備保安業務に従事する警備員は、民間企業の従業員(一般私人)であり警察官などの特別な権限は全く有していない。このため、警備保安業務の現場 においては、職務質問・検問・取り調べはもとより、一般私人でも可能な現行犯逮捕以外の逮捕を行うことはできない。警備員になるための特段の資格 は不要だが、職務の性質上、事件・事故などに遭遇する場合が多いため、防犯装備の取扱方や護身術、消火器の使用法や避難誘導、負傷者や急病人に 対する応急手当、事件・事故の現場保存などの緊急事態に対応できる知識や能力を身につけることが望ましいとされている。

Profile



Shida インベストメント & マネジメント 代表 信田 直昭 Naoaki Shida

1984年東京工業大学大学院社会開発工学専攻修了、森ビル(株)な どを経て、2008年信田商事(株)不動産経営管理部門担当取締役及 び Shida インベストメント&マネジメント代表に就任。現在、(公財) 日本建 築衛生管理教育センター教授、明治大学専門職大学院グローバル・ビジ ネス研究科兼任講師を兼務。

ばならず、その責任は無過失責任と定められている。

この「所有者の無過失責任」という極めて深刻な規定の 存在を熟知する建物所有者などは、所有する建物の内外・ 周辺における不測の事件事故に係わる損害賠償に備えて、 火災保険をはじめとした施設賠償責任保険に入る場合が多 い。機械警備システムの有力な構成要素の1つである防犯 監視録画カメラに保存された事件事故現場の画像データは、 保険金の請求手続きに際して有力かつ明快な証拠資料にな るのはいうまでもない。

2. 警備保安業務の内容と構成

オフィスビル、商業施設、マンションなどの警備保安業 務は、業務の対象範囲に応じて図表-1のように整理でき るが、大きく分けて、建物内部の警備保安業務(以下 「建物警備」)とその外周部(広場・空地、駐車場・荷捌場 など)の警備保安業務(以下「外構・バックヤード警備」) に区分することができる。また「建物警備」は、オフィ スなどの執務空間や売場店舗などの「建物専用部」の警 備と、玄関ホール、エレベータホール、廊下・階段などの 「建物共用部」の警備に区分できる。

「建物専用部」の警備は、休日や深夜など無人状態の専 用部室内を防犯センサーや防犯監視録画カメラなどにより 監視する機械警備が中心となるが、そのような機械警備に 加えて最近では、建物専用部への入室扉にIDカード式電

気鍵を設置して常に入室者を限定する「アクセスコント ロール方式」の採用も普及してきている。

「建物共用部」の警備は、従来、警備員による玄関ホー ルの立哨や館内巡回などの有人常駐方式が主流であったが、 先に指摘した侵入防犯効果や費用対効果の観点も踏まえて 近年は、IDカード式の「入退館管理システム」や「専用 部扉の鍵管理システム」などが登場してきたことから、建 物共用部においても機械警備方式が広く普及してきている。 参考として

図表2

には、一般的な事務所ビルなどにおけ る機械警備システムの概要を例示した。

また、図表-2に例示した通常の機械警備システムに加 えて、入館規制を強化する場合には、鉄道自動改札に類似 した「IDカード式セキュリティゲート図表-3」などを玄 関ホールや各階エレベータホールに設置する場合も多い。

図表-2 一般的事務所ビルにおける機械警備システムの概要(例示)

- ・「玄関ドア」にタイマー制御式電気鍵を設置
- ・「通用口扉」にIDカード式電気錠を設置
- ・「IDカード式鍵管理ボックス(貸室扉鍵などの保管管理)」を通用口内側適 所に設置
- ・「専用部室内」の警備保安重要箇所に「侵入防犯センサー(マグネットセ ンサー・空間センサー等)」を適宜設置
- ・侵入防犯センサー作動フロア等に対する「エレベータ不停止機能」の導入
- ・「防犯監視録画カメラ」を各階共用部及び建物内外の警備保安重要箇所に 設置して常時録画。

図表-3 ID カード式セキュリティゲート (例示)



(出所) 日本カバ株) HP:http://www.kaba.co.jp

図表-1 警備保安業務の区分

専用部(オフィス・店舗など)

共用部 (玄関ホール・トイレ・廊下・階段など)

バックヤード警備 駐車場・機械室・荷捌場など

外 構 警 備 広場・公開空地・通路・植栽など

民法第717条(十地の工作物等の占有者及び所有者の責任)十地の工作物等の占有者・所有者が負担する不法行為責任についての規定 注-2

- 1. 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責 任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
- 2. 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
- 3. 前2項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

3. 常駐警備コストと機械警備コストの比較

図表-4 は、ビル管理業務に必要となる設備・警備・清掃 の人件費コスト(委託料)の相場水準を例示したものであ る。これによれば、警備員1名を常駐させる場合の月額委 **託料(人件費コスト)は、警備室を統括・司令できる「責** 任者クラス | で月額36万円(年額432万円)程度、交通 誘導なども担当する「一般クラス」で月額32万円(年額 380万円)程度となっている。

一方、図表-2に例示したような機械警備システムを利 用する場合には、「システム導入工事費用(イニシャルコ スト) | とともに、当該システムをつうじた日々の警戒監 視と問題発生時における警備員の派遣・対応に対する「シ ステム利用料 (ランニングコスト)」が必要となる。 図表-5 は、一般的な事務所ビルにおいて通常の機械警備シ ステムを導入する場合のコスト水準を、競争的な環境下に おける正常な発注実績から回帰的に試算したものである。 これによれば、システムの導入工事コストと月額利用料は、 延床面積1,000坪の事務所ビルで「工事コスト:400万円 前後/利用料:月額7万円前後」、延床面積3.000坪で「(同) 600万円前後/ (同) 月額11万円前後」と試算すること ができる。

例えば、延床面積1,000坪の事務所ビルに終日1ポスト の警備員を常駐させて「テナント専用部扉の鍵管理(保 管・受け渡し)」、「朝夕出退社時の玄関立哨」、「建物館内 の巡回警備」、「夜間宿直」などの有人常駐警備を実施す る場合には、最低でも3名の警備員を確保する必要があり、 そのコストは年額1.152万円 (=@32万円/名×3名×12 月)と試算できる。

一方、延床面積1,000坪の事務所ビルへの機械警備導入

工事コストは400万円前後に留まっており、その利用に際 しては年額84万円前後(=月額7万円×12月)のシステ ム利用料が必要ではあるものの、上記で概算した常駐警備 員3名の人件費コスト(年額1,152万円)と比較すると極 めて少額であることがわかる。

言い換えれば、「テナント鍵管理(保管・受け渡し)の 機械化」、「防犯録画カメラによる館内利用状態の録画・保 存 |、「各種防犯センサー・電気鍵による侵入警戒 | など、 建物警備に際して極めて有益な諸機能を有する機械警備ス テムの導入は、建物警備業務の費用対効果を大きく向上さ せる設備投資といえるだろう。

4. 通常警備と緊急対応の峻別

仮に、大規模火災や破壊・違法行為などの深刻な事件事 故が深夜早朝に発生に際した場合には、現状のような「数 名程度の宿直者」では到底太刀打ちできるはずもない。費 用対効果の高い警備保安計画の策定に際しては、対象建物 の特性に応じた適切な機械警備システムの導入を前提とし て、深刻な事件事故発生に際した緊急対応体制、とりわけ 「緊急連絡・指揮命令系統」や「緊急時応援要請体制」を 重層的に構築・洗練する過程において、常駐警備員の役割 を精査・特定することが不可欠になる。ちなみに現状では、 機械警備システムを提供する警備会社の多くは、機械警備 システムの利用に付随して、「特定箇所の定期巡回」、 「シャッター・扉などの日常的な開閉・施解錠」などの多 様な有人巡回サービスを追加的に提供している。これらの 付随サービスを適切に活用することにより、警備保安業務 の費用対効果を大きく向上させることが可能となる。

図表-4 「設備・警備・清掃」要員の委託料(人件費コスト)の相場水準

〈勤務フレーム〉 正社員

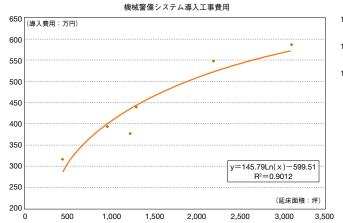
年間勤務日数: 245日/年 月平均勤務日数: 20.4日/月 月平均拘束時間: 163.3h /月(8-17 時)

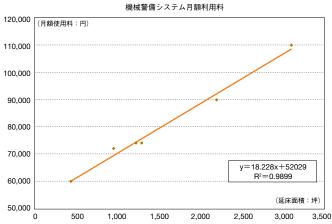
精質資料における人 件費水準

报券其作1000/0八仟兵小牛		設備管理責任者	設備管理技術員	設備管理補助員	警備責任者	一般警備員	清掃責任者	清掃技術者	一般清掃員
直接人件費	A:基本給+諸手当	324,800	277,000	224,900	221,000	226,000	234,700	214,300	179,650
間接人件費	В	118,328	99,945	80,385	80,012	38,400	83,750	77,517	66,514
人件費合計	C=A+B	443,128	376945	305,285	301,012	264,400	318,450	291,817	246,164
業務管理費	D	39,882	33,925	27,476	15,051	13,220	19,107	17,509	14,770
一般管理費	Е	53,131	45,196	36,604	44,249	38,860	50,634	46,399	39,140
合 計	F	536,141	456,066	369,365	360,312	316,480	388,191	355,725	300,074
時給(円/h)		3,282	2,792	2,261	2,206	1,938	2,377	2,178	1,837

(出所) 平成25年度版ビルメンテナンスの積算と見積

図表-5 一般的な事務所ビルにおける機械警備システム導入・利用コスト(例示)





5.「通常警備」の費用対効果向上と 「犯罪テロ対策費」の予算化

2001年の米国同時多発テロ以降、日本においても、犯 罪テロ行為に対する抑止対策が強化されつつある。日本で は、東京大空襲や関東大震災などの教訓から、火災や地震 に対する備えや避難訓練などは定期的におこなわれてきた が、爆発物や毒物を使った犯罪テロ行為に対する予防措置 や対応策、例えば、"爆発物をビル内に持込めるルートは いくつあるか?"、"毒物散布時にビル管理者はどのように 対応したらよいか?"といった観点からの検討シミュレー ションは、国家的な重要施設や一部の企業本社などを除い ては、ほとんど実施されてこなかったのが実情である。

建物のセキュリティ強化に際しては、「利用上の自由度 担保 | と「犯罪行為の警戒・抑止 | のバランスが重要とな る。爆発物の持込みや毒物散布といった観点から、大規模 集客施設である鉄道駅、ショッピングモール、超高層ビル など運営管理体制を点検してみると、そのバランスは「利 用上の自由度担保」に大きく傾斜していることがわかる。

言いかえれば、ほとんどの民間集客施設は、犯罪テロ行 為に対して多くの弱点を有しているといわざるを得ないが、 このような傾向は日本に限ったことではない。爆発物持込 みや毒物散布といった深刻な犯罪テロ行為は、その抑止対 策に青天井のコストをかけても完全に防げるものではない のも現実である。このような事態への対応策として、不動 産オーナーや管理会社はどのような行動指針や対応策を準 備しておけばよいのだろうか。大規模集客施設における犯 罪テロ対策の本格的な検討はようやく始まったばかりだが、 この検討に際しては、不動産オーナー・管理会社はもとよ り、テナント企業、来館者など、全ての施設関係者の広範 な協力が不可欠なのはいうまでもない。世界各国における

図表-6 危機発生に対する警戒レベル(例示)

- ■「平常時1:予測される侵害が想定しにくい又はその可能性が著しく低い場合
- ■「レベル11:予測される侵害に対し「注意」が必要な場合
- ・他国で発生した「犯罪テロ行為」などが日本にも及ぼす可能性がある。
- ■「レベル2」:予測される侵害に対し「警戒」が必要な場合
 - ・国内で発生した「犯罪テロ行為」などが所有ビル周辺にも及ぼす可能
 - ・所有ビル周辺における「犯罪テロ行為」などの発生が警察・当局等の信 頼性の高いルートから事前に通告された。
- ■「レベル3」:侵害が「急迫・現実化」した場合
 - ・所有ビル周辺地域における「犯罪テロ行為」などの発生。
 - ・所有ビルにおいて「犯罪テロ行為」などに係わる不審物などの発見。

出所:公開資料より筆者作成

波状的な爆破テロ事件の多発は、日本でもその可能性が皆 無でないことを覚悟しなければならないが、不動産オー ナー・投資家としては、そのための対策費を無闇に、かつ 青天井的に負担することはできない。また、犯罪テロ対策 の強化は、「身分証明書の提示」や「手荷物の検査」など、 大多数の善良な建物利用者に対して多大な不便や迷惑をか ることも事実である。

結論的に言えば、犯罪テロ行為に対する特別警戒は、本 稿前半で論じた「平常時」における費用対効果の高い通常 の警備保安体制を基礎として、図表-6に例示した危機警戒 レベル「レベル1 (海外でのテロ発生)」、「レベル2 (国内 でのテロ発生) |、「レベル3(所有ビル周辺地域でのテロ発 生)」などに応じて段階的に強化していくことが重要となる。

犯罪テロ対策の特別警戒体制の各論に関しては、今回は 紙面の関係から触れないが、本稿のテーマである「平常 時」における通常警備の費用対効果向上は、不動産の投 資効率を大きく高める一方で、危機レベルに応じた「犯 罪テロ対策費の機動的な捻出・予算化|も円滑化するとい えるだろう。

日本ビルヂング経営センター

平成28年度事業計画、収支予算を承認

2月5日に(一財)日本ビルヂング経営センター第83回理事会が開催され、 以下の通り平成28年度事業計画及び収支予算が承認されました。

平成28年度事業計画

1. ビル経営管理士制度の 運用・管理

ビル経営管理士制度(試験及び登録) は、国土交通大臣登録証明事業として 位置付けられています。試験合格者の 増加を踏まえ、登録を推進し、ビル経 営管理士制度の普及に努めます。

ビル経営管理士試験は、平成28年 度においても引き続き適正な水準の維 持を図るとともに厳正に実施して参り ます。なお、適正な試験水準の維持を 図るため、試験問題の分析を行い、品 質向上を図って参ります。

また、ビル経営管理士制度の社会的 信頼を高めるため、ビル経営管理士の コンプライアンスに対する取組みの強 化を検討します。

2. ビル経営管理講座の実施

ビル経営管理のスペシャリスト養成 講座である「ビル経営管理講座」につ いては、環境、BCP、倫理等、時代に 即した課題へ対応したテキスト改訂を 行うと共に、引き続き講座のeラーニ ング化を進めて参ります。受講参加の 機会の確保、拡大を図るため、ビル関 連団体との連携を深め周知に努めて参 ります。

また、ビル経営管理の基礎知識の習 得を目的としたeラーニングシステム による自宅学習講座である「ビル経営 基礎講座」の開設を検討して参ります。

3. 各種セミナーの開催

高度化するビル経営管理への対応及 び基礎的知識の普及を図るため、各種 セミナーを実施して参ります。

(1) ビル経営研究セミナー

法律問題及びプロパティマネジメン ト業務等実践的テーマを選定し、毎月 1回、東京で開催します。

(2) 新春特別ビル経営セミナー

1月にその年の経済状況、不動産市 況、予想される主な動き等をテーマに、 業界の著名人を招聘して、セミナーを 開催します。各社から有料参加者を募 る他、センター関係者を幅広く招待し、 センターの認知度向上を図ります。

(3) ビル経営セミナー

日本ビルヂング協会連合会及び各地 区ビル協会と連携しながら、東京・札 幌・仙台・名古屋・大阪・福岡等のビ ル協会所在地において、開催地を拡大 しつつ、地域のニーズに対応した適切 なテーマを選定して実施します。特に 東京においては、制度改正等カレント なテーマを選定し、開催いたします。

(4) CBAセミナー

平成28年度は、ビル経営管理士登 録の推進を図るため、スキルアップセ ミナーをCBAセミナーに統合して、 ビル経営管理士及び日本ビル経営管理 士会会員のスキルアップの機会を拡大 しつつ、更なる内容の充実を図って参 ります。テーマについては、アンケー トで要望の多かった「リノベーション」 を共通テーマとする他、市場動向等基 本的なテーマも含め、ビル経営管理士 及び日本ビル経営管理士会会員の知識 向上を図って参ります。

(5) BMIネットアカデミー(動画配 信サイト)

地方在住者及びセミナー欠席者等へ 研修の機会を提供するために実施して いるBMIネットアカデミーについては、



一般公開対象セミナーを拡大し、コン テンツの充実を図って参ります(平成 27年度の動画配信セミナー数17)。

4. 情報提供・広報の充実

ホームページ、いしずえ、マスコミ、 関係業界団体等を通じ、有益な情報提 供、センター諸事業の周知・宣伝を図っ て参ります。

センター機関誌「いしずえ」は年4 回発行し、センターの活動内容を広く 紹介する他、最新ビル、マーケット、 法律実務、管理実務等の最新記事を紹 介いたします。

また、センターのホームページ内に 開設したビル経営管理士及び日本ビル 経営管理士会員対象のメンバー専用サ イトにおいて、センター刊行物の閲覧、 過年度ビル経営管理講座テキストの閲 覧、関連法令の解説等、コンテンツを 充実させ、有益な情報提供を行って参 ります。

5. ビル経営管理に関する 調査・研究

I-REIT物件の管理費等の分析結果 を取り纏めた「ビル経営管理データ研 究会 | の最終報告を受け、セミナー等 を通じて積極的に発表していくと共に、 回帰分析モデル・インデックスの普及 を進めて参ります。また、データ解析 結果の精査・応用研究等の委託研究を 検討して参ります。

6. BOMIとの連携

平成27年度より、アメリカのビル協 会であるBOMA (Building Owners & Managers Association) の教育機 関であるBOMI (Building Owners

ISHIZUE NEWS

& Managers Institute)との連携を 開始し、BOMIの認定資格である RPA (Real Property Administrator: 不動産管理士)講座テキストの目次を 受領しましたが、平成28年度はRPA 講座テキスト内容の精査とビル経営管 理講座テキスト内容との比較検証を実 施し、両講座の連携について検討して 参ります。

7. 日本ビル経営管理士会の 運営

ビル経営管理士等の資格者の会であ る日本ビル経営管理士会においては、 会員の情報交流を目的とした「ネット ワーキングイベント」を引き続き開催 する他、東京及びビル協所在地で開催 するCBAセミナー及びビル経営セミ ナーへの会員の参加を積極的に促して 参ります。また、機関誌「いしずえ」

を年4回配布し、会員の知識向上を 図って参ります。また、メンバー専用 サイトでの交流機能導入等を検討して 参ります。

【平成28年度収支予算】

(平成28年4月1日~平成29年3月31日)	(単位:円)
科目	平成28年度予算
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1)経常収益	
基本財産運用益	60,000
特定資産運用益	20,000
セミナー事業収益	16,000,000
ビル経営管理講座事業収益	72,600,000
ビル経営管理士試験事業収益	37,804,000
日本ビル経営管理士会事業収益	15,000,000
雑収益	70,000
経常収益計	141,554,000
(2)経常費用	
経常費用計	141,430,000
当期経常増減額	124,000
当期一般正味財産増減額	124,000
一般正味財産期首残高	251,766,174
一般正味財産期末残高	251,890,174
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	125,020,000
指定正味財産期末残高	125,020,000
Ⅲ 正味財産期末残高	376,910,174

日本ビル経営管理十会

平成28年度事業計画、収支予算を承認

2月5日に日本ビル経営管理士会第36回理事会が開催され、以下の通り平成28年度事業計画及び収支予算が承認 されました。

平成28年度事業計画

1. ネットワーキングイベント の開催

平成27年度に初めて開催したネット ワーキングイベントを引き続き開催し、 会員の知識向上に資するセミナーを実 施する他、懇親会を実施し、会員相互 の交流を図って参ります。

2. 会員専用サイトの 交流機能の充実

会員間のネットワーキング機能の強 化を図るため、会員専用サイト内に会 員交流サイトを設け、交流機能の充実 を図ります。

3. セミナーの開催

従来会員限定で行っていた「スキル アップセミナー」をビル経営管理士に も開放し、CBAセミナーとして引き続 き実施して参ります。また、各地区ビ ル協と共催で行っているビル経営セミ ナーへの参加を会員宛に推奨して参り ます(両セミナー共、士会会員は無料)。 また、BM I ネットアカデミーにおい て、実施セミナーの動画を配信し、会 員がいつでもどこでも無料で視聴でき るように致します。

4. 情報提供の充実

年4回発行のセンターの機関誌「い しずえ」を会員宛配布し、会員の知識

向上を図ります。また、いしずえギャ ラリー、登録者&会員名簿、講座テキ ストライブラリーを掲載している士会 会員専用サイトにおいては、内容を更 に充実して参ります。

5. 会の目的達成のための 事業の実施

会員に対し、Eメール及びホーム ページにより、随時、業務に有益な情 報の提供を行うほか、センター主催の セミナー等の割引適用、その他会員の 資質向上のための支援活動を行って参 ります。

【平成28年度収支予算】

センター収支予算を参照

セミナー開催報告

〈第10回CBAセミナー〉

「オフィスビルのリノベーション」

1月28日(木)にコンファレンススクエアエムプラスで、83名の参加を得て、第10回 CBAセミナーが開催された。三菱地所設計の河向昭氏を講師に迎え、環境性能向上のリ ノベーションについてお話しを伺った。



〈兵庫ビル経営セミナー〉

「オフィスビル標準賃貸借契約書(定期建物賃貸借契約版)について」

1月20日(水)に神戸国際会館会議室で、40名の参加を得て、兵庫ビル経営セミナーが開催された。山下・渡辺法律 事務所の渡辺晋弁護士を講師に迎え、定期建物賃貸借契約書についてお話を伺った。

〈第61回スキルアップセミナー〉

「低炭素社会づくり推進キャンペーン」

2月4日(木)に日本工業倶楽部会館大会議室で、120名の参加を得て、第61回スキ ルアップセミナーが開催された。地球環境産業技術研究機構の山地憲治氏他を講師に迎え、 低炭素社会づくり推進に関する講演会を実施した。



〈金沢ビル経営セミナー〉

「オフィスビル標準賃貸借契約書(定期建物賃貸借契約版)について」

1月27日(水)に金沢ニューグランドホテルで、19名の参加を得て、金沢ビル経営セミナーが開催された。山下・渡 辺法律事務所の渡辺晋弁護士を講師に迎え、定期建物賃貸借契約書についてお話を伺った。

〈大阪ビル経営セミナー〉

「オフィスビル標準賃貸借契約書(定期建物賃貸借契約版)についてし

1月27日(水)にグランフロント大阪会議室で、83名の参加を得て、大阪ビル経営セミナーが開催された。山下・渡 辺法律事務所の渡辺晋弁護士を講師に迎え、定期建物賃貸借契約書についてお話を伺った。

〈中国ビル経営セミナー〉

「オフィスビル標準賃貸借契約書(定期建物賃貸借契約版)について」

2月25日(金)にRCC文化センターで、72名の参加を得て、中国ビル経営セミナーが開催された。山下・渡辺法律事 務所の渡辺晋弁護士を講師に迎え、定期建物賃貸借契約書についてお話を伺った。

〈北海道ビル経営セミナー〉

「オフィスビル標準賃貸借契約書(定期建物賃貸借契約版)について」

1月27日(水)に札幌国際ビル国際ホールで、90名の参加を得て、北海道ビル経営セミナーが開催された。山下・渡 辺法律事務所の渡辺晋弁護士を講師に迎え、定期建物賃貸借契約書についてお話を伺った。

〈第62回スキルアップセミナー〉

「オフィスビル標準賃貸借契約書(定期建物賃貸借契約版)について」

3月17日(木)に丸ビルホールで、246名の参加を得て、第62回スキルアップセミナー が開催された。山下・渡辺法律事務所の渡辺晋弁護士を講師に迎え、定期建物賃貸借契約 書についてお話を伺った。



〈第11回CBAセミナー〉

「不動産経営の見える化し

3月31日(木)にコンファレンススクエアエムプラスで、121名の参加を得て、第11 回CBAセミナーが開催された。プロパティデータバンクの板谷敏正氏を講師に迎え、 ビル経営に関する各種データの所在と活用方策についてお話しを伺った。



平成27年度ビル経営管理士試験、461名が合格 (合格率は、68.0%)

平成27年度ビル経営管理士試験の合格 者の発表が、1月29日(金)に行われた。

試験は昨年12月13日(日)に全国6都 市で行われ、受験者数は678名、合格者数 は461名、合格率は、68.0%であった。

合格基準は、3科目合計300点満点中 186点以上で、「企画・立案業務」について は56点以上、「賃貸営業業務」については 60点以上、「管理・運営業務」については 67点以上となっている。過去5年間の試験 実施結果及び合否基準は右記の通り。

【過去5年間の試験実施結果及び合否基準】

			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受	受験申込者		585	570	610	735	765
	平均年齢	歳	38.8	37.7	39.1	39.1	39.5
	男性	名	529	504	527	636	658
	女性	名	56	66	83	99	107
受制	受験者		537	525	570	668	678
	出席率	%	91.8	92.1	93.4	90.9	88.6
試調	試験合格者	名	378	364	396	448	461
	合格率	%	70.4	69.3	69.5	67.1	68.0
	平均年齢	歳	38.9	37.3	39.0	40.0	39.6
	男性	名	344	333	348	402	395
	女性	名	34	31	48	46	66
	女性比率	%	9.0	8.5	12.1	10.3	14.3
							(点以上)
	3科目合計	点	185	180	182	180	186
合否基準	企画・立案	点	52	56	58	58	56
基	賃貸営業	点	70	54	59	53	60
準	管理・運営	点	59	64	62	60	67

日本ビル経営管理士会について

『日本ビル経営管理士会』は「ビル経営管理士」(ビル経営管理士登録者)、「ビル経営管理主任」(ビル経営管理講座修了者)及 び「ビル経営管理士試験合格者」を対象とした会員組織で、ビル経営管理に関する研究、知識および技能の普及活動、会員交流 活動を行っており、年会費7.000円(消費税不課税)をお支払い頂くことで入会となります。

会員になると、機関誌「いしずえ」配布(年4回発行)、ネットワーキングイベントへの参加及びCBAセミナーへの無料参加並 びにBMIネットアカデミーにおける無料動画視聴、メンバー専用サイトでの前年度のビル経営管理講座テキスト閲覧、ビル経営研 究セミナーの割り料金での参加等の特典があります。なお、ビル経営管理士の更新登録要件にも指定されています。

現会員の方及び未入会の方々には、入会案内のメールを送付させて頂きましたので、是非ご入会下さい。

髙木丈太郎前会長逝去

センター前会長の髙木丈太郎氏におかれましては、平成28年3月5日に逝去されまし た(享年88歳)。髙木氏は平成4年7月1日にセンター会長に就任され、平成27年6月 に退任されるまで、23年にわたりセンター会長を務められました。髙木氏のセンターに 対する多大な貢献に深く感謝すると共に、心よりご冥福をお祈り申し上げます。





いしずえ

ISHIZUE NO.167

COVER PHOTO

「JR新宿ミライナタワー」

DATA

JR東日本は、地域の発展に貢献することを重要な使命と位置づけており、「JR新宿ミライナタワー」は、その一環として計画を進めてきたもので、地上32階建て、高さ170m、延床面積111,000㎡のビルとして完成し、このたび開業の時を迎えました。 さまざまな人々が集い、回遊する新たな交流の場とすることで、新宿エリアのさらなる賑わいの創出に寄与します。

CONTENTS

2 | 新宿新南口エリアの新たなランドマーク

『JR新宿ミライナタワー』

「駅」を起点としてエリア全体の価値向上を目指す

西村 光平 東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部 開発推進部門 ターミナル開発グループ 課長

8 | ビル市況レポート⑨

オフィス賃貸市場は当面好調だが、 市場の変化を捉えた地道な競争力強化が重要 竹内 一雅 ㈱ニッセイ基礎研究所 金融研究部 不動産市場調査室長

12 | 渡辺晋のビルマネジメントゼミナール | Vol.24

定期建物賃貸借であることが否定された判例に学ぶ 渡辺 晋 弁護士

16 | ビル管理業務の内容精査とコストの最適化方策 第7回

「警備保安業務」の変容と業務最適化に向けた論点・方策信田 直昭 Shidaインベストメント&マネジメント代表

20 | いしずえニュース

日本ビルヂング経営センター 平成28年度事業計画、収支予算を承認 日本ビル経営管理士会 平成28年度事業計画、収支予算を承認

セミナー開催報告

第10回CBAセミナー/兵庫ビル経営セミナー/第61回スキルアップセミナー/ 金沢ビル経営セミナー/大阪ビル経営セミナー/中国ビル経営セミナー/ 北海道ビル経営セミナー/第62回スキルアップセミナー/第11回CBAセミナー

平成27年度ビル経営管理士試験、461名が合格(合格率は、68.0%)

日本ビル経営管理士会について

髙木丈太郎前会長逝去

いしずえ | No.167 | 2016年4月20日発行

発行



一般財団法人 日本ビルヂング経営センター[BMI] | 日本ビル経営管理士会[JBMS]

JAPAN BUILDING MANAGEMENT INSTITUTE/ JAPAN BUILDING MANAGERS SOCIETY

所在地

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 (大手町ビル837区) TEL.03-3211-6771 FAX.03-3211-6772 http://www.bmi.or.jp/ (禁無断転載)

※本誌は、日本ビル経営管理士会の機関誌を兼ねて、

一般財団法人日本ビルヂング経営センターが発行する機関誌です。